

# 動物愛護管理法に基づく環境大臣指定登録機関における 登録関係事務のうち、マイクロチップの登録等に係る 紙申請における対応業務 企画競争応募要領

## 第1 業務名

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）（以下、「動物愛護管理法」という。）に基づく環境大臣指定登録機関における登録関係事務のうち、マイクロチップの登録等に係る紙申請における対応業務

## 第2 業務の目的及び概要

### 1 業務の目的

本業務は、動物愛護管理法に基づく犬及び猫のマイクロチップ登録等に関して、オンラインでの手続きが難しい犬又は猫の所有者が、紙での様式を用いて登録等を行うことができるようにすることを目的とする。

### 2 業務の概要

本業務は、環境省公募「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関の募集について」における環境大臣指定登録機関の業務の一環として、指定登録機関である日本獣医師会が、指定要件に準拠した外部事業者に委託し、下記第3に記載の業務を行うものである。

## 第3 業務内容

- 1 マイクロチップの登録
- 2 マイクロチップの変更登録
- 3 マイクロチップの情報変更登録
- 4 犬又は猫の死亡等の届け出
- 5 マイクロチップの登録証明書再交付
- 6 その他

- (ア) 申請書の不備等により登録等が遂行できない場合の所有者への確認
- (イ) 受領した申請書及び届出書に係る電子化を含む管理
- (ウ) 上記業務に必要な入金情報の管理
- (エ) その他、上記ア～カの業務に関連して必要な業務
- (オ) 業務の記録及び報告

## 第4 応募資格

本事業に応募できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者

- 3 服務規程等において、業務上知り得た情報を漏らさないという条件を満たしている者
- 4 契約時に有効なプライバシーマークを取得している者

#### 第5 契約期間

本事業の契約期間及び契約については、本会と契約候補者との間で契約に関する協議が調い次第決定・締結し、契約期間の終了日は令和5年5月31日とする。

#### 第6 提出書類

- 1 参加表明書
- 2 企画提案書
- 3 見積書

必要な経費のすべての金額（消費税等の一切の経費を含む合計金額を記載のこと。）のわかる見積書及び個別の費用をできる限り詳細に記載した経費内訳書を併せて提出すること。

- 4 企業（団体）案内資料（パンフレット等）
- 5 定款
- 6 過去2期分の決算報告書
- 7 過去の事業実績等のわかる資料

過去5年以内に個人情報を取り扱う類似事業の実績がある場合は、これについて記入したものを必ず提出のこと。なお、実績が複数ある場合は、最近のものから順に最大5件まで記載すること。

#### 第8 提出書類の提出先及び方法

提出書類は期限までに、電子メール（宛先：[mc.shitei@nichiju.or.jp](mailto:mc.shitei@nichiju.or.jp)）にてPDF形式のファイルにより提出すること。

#### 第9 審査方法

- 1 企画提案書等の提出者は企画提案の内容等について、指定する日時に企画案の説明（プレゼンテーション）を実施する。
- 2 審査は、企画提案書等を審査し、最上位の者を契約候補者として選定し、本会会長に推薦する。

#### 第10 今後の日程

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 1  応募に関する質問受付 | 令和4年1月17日（月）17時まで          |
| 2  参加表明書提出期限  | 令和4年1月17日（月）17時まで          |
| 3  提出書類提出期限   | 令和4年1月17日（月）17時まで          |
| 4  プレゼンテーション  | 令和4年1月下旬<br>（日本獣医師会にて実施予定） |
| 5  審査結果通知     | 令和4年2月                     |

第11 企画提案に要する費用

企画提案書等の作成など本事業の応募に関する一切の費用は、選定の可否を問わず応募者が負担するものとする。

第12 企画提案書等の返却の可否等

- 1 提出された企画提案書等は、返却しないものとする。
- 2 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は原則として事業終了まで変更できないものとする。
- 3 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書等を無効とする。

第13 企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

第14 契約保証金の扱い

契約保証金の納付は免除する。

第15 委託費の支払方法

本事業の委託費の支払いは、契約書の定めに基づき、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に日本国通貨によりその支払いを行うものとする。

第16 成果品に係る権利の帰属等

本事業により取得した、次の各号に掲げる権利等は本会が承継するものとする。

- (1) 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2) 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3) 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4) 著作権（なお、著作者は本会および本会から適法に著作物の譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作者人格権を一切行使しないものとする。）

第17 問い合わせ先

本応募要領に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

公益社団法人 日本獣医師会

電話：03 (3475) 1601 F A X：03 (3475) 1604

担当者：松岡/原/中村/本田/蓑島

(別紙様式第1号)

令和 年 月 日

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内勇夫様

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

## 参加表明書

動物愛護管理法に基づく環境大臣指定登録機関における登録関係事務のうちマイクロチップの登録等に係る紙申請における対応業務の企画競争に参加することを表明します。

なお、企画提案に関する担当者は下記のとおりです。

記

( 担当者 )  
所属・役職

氏名

電話番号

FAX番号

電子メールアドレス